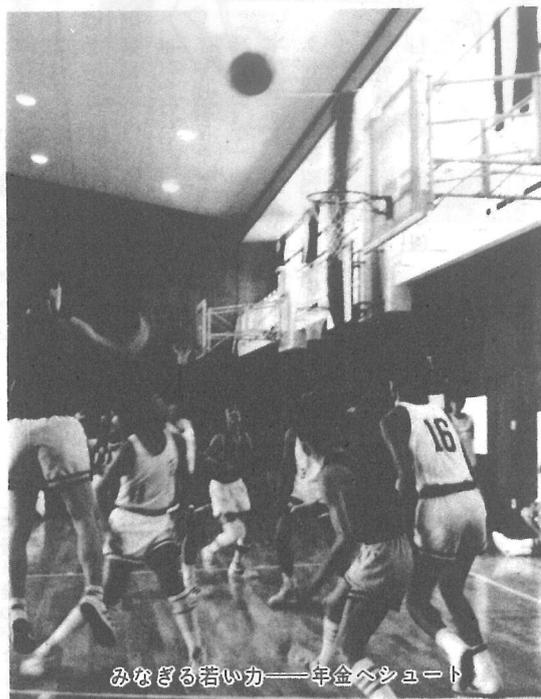


# 変わります あなたの国民年金

## 基礎年金導入で来年4月1日から



みなぎる若い力——年金へシュート

高齢化社会に備えての年金法改正案が成立し、昭和61年4月1日から実施されることになりました。今回の改正では「公的年金の一元化」の第一段階として、国民年金・厚生年金・船員保険の三制度を統合し、共通の「基礎年金制度」が取り入れられています。人口の高齢化がピークとなる21世紀においても、安定した運営ができるような制度全体にわたる大改正として、期待と関心が高まっています。そこで、改正された主な点をご紹介します。

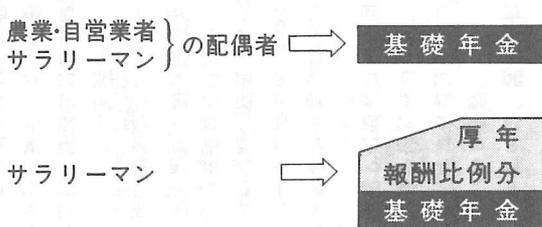
### サラリーマンも国民年金に加入

今まで国民年金の加入対象とされていた人は、20歳から60歳までの他の公的年金に加入していない人でしたが、新国民年金法では、現在、厚生年金に加入

しているサラリーマンも、対象者として含まれることになりました。したがってサラリーマンは国民年金と厚生年金に二重加入することになり、更に、今まで任意加入とされていた、サラリーマンの配偶者も強制加入となります。

### 基礎年金

統合される国民年金・厚生年金・船員保険の共通部分を基礎年金といい、老齢基礎年金・障害



### 老齢基礎年金

現在の老齢年金と通算老齢年金で、原則として65歳から受給できます。40年間加入（生年月日により短縮があります）し、夫婦で月額十万円です。

### 障害基礎年金

基礎年金・遺族基礎年金の3種類があり、支給額は、月額五万円（昭和59年度価格）です。特に国民年金は、そっくり基礎年金へ移行します。従って、受け取る年金は次のようになります。



現在の障害年金と障害福祉年金です。1級で月額六万五千円、2級で月額五万円です。

### 遺族基礎年金

現在の母子・準母子・遺族年金で、年金額は、18歳未満の子1人で月額六万五千円、2人で月額八万円です。